

就 業 規 約

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、その設立の目的を達成するため、会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共同の実を挙げ

るものとする。
2 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って、会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拓げ、その健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

第2章 就 業

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教、国籍等の理由で、会員を差別してはならない。

(仕事の割り当て)

第4条 センターは、仕事の発生の都度、会員の希望を配慮し、合意を得た上で、あらかじめ就業日数、就業時間、仕事の内容、その他必要な事項を明示して割り当てるものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切日の月末後、速やかにセンターに提出しなければならない。ただし、理事長が認める場合には、別の方法によることができる。

(就業日数及び就業時間)

第5条 会員の1か月の就業日数は、臨時的かつ短期的な就業で概ね10日程度以内とし、軽易な業務の就業については1週間あたり概ね20時間を超えないものとする。また、1日の就業時間は、原則8時間以内とする。

(継続就業の取扱い)

第6条 同一職種で同一就業場所に年間を通じて継続就業する業務（以下「特定業務」という。）については、同一会員が長期就業することなく、未就業会員の就業の機会を公平、適正に提供するため、会員間の譲り合い精神に基づき、特定業務に就業する会員の就業期間は、就業開始日から起算し5年を限

度とする。ただし、その業務に従事するふさわしい会員が充足できない場合等においては、この限りでない。

2 特定業務の職種指定及びその就業に関する事項については、理事会で定める。

(配分)

第7条 会員の就業に伴う配分については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合った金額を個別に提示し、原則として毎月末日に締め切り、支払日は翌月17日とする。その基準については、別に定めるところによる。

(就業上の留意事項)

第8条 会員は、就業に当たり次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になる事項については、他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害の発生防止に努めること。
- (5) 就業中にけがをし、若しくは身体や健康状態が異状となった場合、又は第14条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生した場合は、直ちにセンターに報告し、必要に応じて発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとること。

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業をする場合は、前条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 職群班設置要綱により選任されたリーダー等は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せ等についてセンターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 前条第5号の事態が発生した場合は、就業会員はリーダー等に報告し、協力して応急の措置をとること。

(就業の終了)

第10条 会員が次の各号に掲げる事項に該当するときは、その就業を終了する。ただし、センターは、必要に応じて会員に対して就業の終了を予告するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本人から就業を取りやめたいという申し立てがあったとき。
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (5) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (6) 会員としてセンターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

第3章 安全及び衛生

(センターの措置義務)

第11条 センターは、会員の就業に当たり就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

(健康診断)

第12条 センターは、会員の健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるよう指導するものとする。

- 2 センターは、健康診断の結果等を受け、特に必要がある場合は、会員に対して就業を一定期間停止させ、又は就業時間、職種の変更等をさせることがある。

第4章 傷害保険及び損害保険

(傷害保険)

第13条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅延なくその内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

(損害保険)

第14条 会員が就業中に発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター賠償責任保険」約款の定めるところにより賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は、10,000円とする。

- 2 会員の故意若しくは重大な過失による、又は自動車の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任が発生したときなど、「シルバー人材センター賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第5章 雑 則

(規約の改廃)

第15条 削除

(公益通報者の保護)

第16条 センターは、会員から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定める内部通報に関する規程により処理を行う。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、会員の就業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和56年1月16日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年9月16日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日理事会)

この規約は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和6年3月15日理事会）

この規約は、令和6年4月1日から施行する。